

平成二十年五月二十九日（木）

第二十五回荒川区都市計画審議会議事録

於・サンパール荒川

第二・三集會室

午後三時三十三分開会

会長 定刻になりましたので、ただいまより第二十五回の荒川区都市計画審議会を開催したいと思いません。

本日は雨の中、それから大変御多忙の中、審議会に御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

今回審議いただく案件は、五月十六日付で区長より諮問されました都市計画案でございます。この都市計画案につきましましては、本日御審議をいただき、答申を行う予定でございますので、よろしく御検討のほどお願いします。前回、一度アナウンスということで情報はお知らせしているかと思えますけれども、よろしくをお願いします。

それでは、会議に入る前に、副区長さんからごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしく願います。

副区長 皆さん、こんにちは。本日は第二十五回荒川区都市計画審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。雨の中、お忙しい中、本当にありがとうございます。

ただいま新聞、それからテレビで四川の大地震の報道がされていますけれども、ああいう報道、惨状を見るにつけ、再開発の重要性を再認識しているところでございます。

本日案件となっております三河島駅前南地区再開発事業につきましては、ただいま会長さんより御案内がございましたように、区長から諮問いたしました都市計画案でございます。この案につきましては、前

回の審議会で事前の説明をさせていただきまして、大変重要な、貴重な御意見をたくさんいただいたところでございます。本日はさらに御審議を賜りまして、答申をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御承知のように、三河島駅前再開発事業につきましては、荒川区の拠点地区の一翼を担う地区として拠点整備が期待されているところでございまして、具体的には都市型居住機能が調和した魅力ある複合市街地、これを形成したいと考えているところでございます。本日は十分に御審議をいただきたいと思っております。さらに多くの貴重な御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入る前に事務局より報告がございまして、よろしく事務局。

都市計画課長 それでは、事務局より報告をさせていただきます。

まず、本日の会議でございますが、十六名の委員の方に御出席をいただいております。有効に成立しておりますので、御報告をいたします。

次に、本日の資料を確認させていただきたいと思っております。お手元に配付させていただいておりますけれども、五点ございます。

一つ目が会議次第でございます。

二つ目が、冊子になっておりますけれども、議案と資料と書いてございます資料でございます。

三つ目が参考資料一というものでございます。

四つ目が参考資料二。

最後に、五つ目に意見書の要旨というものがございます。

これがすべてでございます。もし不足の資料がございましたら、事務局のほうにお申し出いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からの報告は以上でございます。

会長 その次に、確認でございますけれども、会議に入る前に、傍聴を希望される方がいらっしゃいますか、今日。いらっしゃらないですね。はい、わかりました。

今、言っていたように、当審議会条例の施行規則第五条に会議の公開について定めがございますが、本日は傍聴を希望する人がいらっしゃいませんので、このまま会議を進行させていただきます。

それでは、会議次第の第三の議事日程に進みたいと思えますけれども、議事日程第一の議案につきましては、前回の審議会で事前の説明を受けておりますけれども、改めて都市計画の詳細を再開発課長より説明を受けたいと思えます。

なお、この都市計画法案につきましては、五月の八日から二週間の縦覧を供したところ、都市計画法第七條第二項の規定により一通の意見書が提出されてございます。つきましては、この意見書の要旨や区の見解の説明も受けたいと思えます。そして、その後審議を行いたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、資料の説明を再開発課長よりお願いしたいと思います。

再開発課長 再開発課長でございます。

それでは、三河島駅前南地区再開発事業について説明させていただきます。

まず最初に、参考資料一をご覧くださいませ。こちらに簡単に地区の概要をまとめてございます。

まず、地区の概要でございますけども、位置、面積等は記載のとおりでございます。地権者数は十二名。総事業費百三十八億、補助金三十二億、約二三パーセントの補助割合でございます。

真ん中の欄に区域図がございます。三河島の駅前から尾竹橋通りに沿いまして、城北信金、それから二九〇号、二九三号、小林商事、それと区の駐輪場、JRの所有地を含めました〇・五ヘクタールの区域でございます。

都市計画後の予定でございます。二十年の十一月に再開発組合設立予定、二十一年四月には権利変換認可の予定、二十一年の十月に工事着手しまして、二十四年の三月に工事完了する、このような予定となっております。

裏面をご覧くださいませ。上のほうに再開発における整備概要図が記載してございます。上のほうから時計回りに御説明させていただきます。

まず、上のほうに広場と記載してございます。こちら約八百平米の広場でございます。

尾竹橋通りのほうに行きますとバスベイがございます。こちらにつきましては、交通渋滞を緩和するために設けるものでございます。

北側にまいりまして二九〇号線、それと西側二九三号線、こちらにつきましては、現道四メートル未満

の道路でございますけれども、こちらにつきましては七メートルに拡幅整備するものでございます。

その上に行きまして、公共駐輪場の出入り口がございます。現在二百五十台の平置きでございますけれども、今回の再開発事業にあわせまして、機械式で六百台を整備するものでございます。

ビルは低層部三階、高層部三十三階となっております。

完成後のイメージとして、広場を三河島駅の上空から見た植栽を含めたイメージ図を示してございます。それでは、議案の説明をさせていただきます。

最初に一枚おめくりくださいませ。目次がございます。こちらに本日審議いただくものを五つ記載してございます。一つは地区計画の決定、次に高度利用地区の変更、第一種市街地再開発事業の決定、防火及び準防火地域の変更、高度地区の変更、以上五つでございます。順に説明させていただきます。

一ページ、最初に地区計画の決定でございます。一枚おめくりくださいませ。

二ページでございますけれども、まず、地区計画とはどのようなものかということでございますけれども、一定のまとまりのある区域を地域の特性を活かして将来どのようなまちにするのか、目標とルールを定めて、結果的にそのルールに従いまして整備していく制度でございます。

位置、面積につきましては、記載のとおりでございます。

地区計画の目標でございます。公共施設の整備とともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図りながら、商業・業務機能等の都市機能と都市居住機能型の調和した、健全で魅力ある複合市街地を形成する。さらに、地区の防災性を向上させ、駅前に活気とにぎわいを創出する、ゆとりのある広

場を整備するものでございます。

次に、土地利用の方針でございます。土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、都市型住宅を中心としつつも地区に活気とにぎわいを創出する、商業施設や利便性を活かした業務施設等の立地を誘導するものでございます。

地区施設の整備方針でございます。広場を整備するために、区画道路の一部を廃止しまして、周辺道路に機能のつけかえを行うものでございます。あわせまして、周辺区画道路の拡幅整備を行うものでございます。また、快適な歩行者空間を確保するため、敷地周囲に歩道状空地を整備するものでございます。

最後に、建築物等の整備方針でございます。一つは、建築物の用途の制限を定める。二つ目には、歩行者空間を確保するため、建築物の壁面の位置の制限を定める。三点目には、建築物の形態または色彩その他、意匠上の制限等を定めるものでございます。

三ページにまいりまして、今申しました方針に基づきまして、さらに整備方針ということで定めてございます。

まず、道路でございます。道路につきましては、区画道路一号としまして、既存の道路を拡幅整備するものでございます。記載のほうは、数字が五メートルから十四・六メートルというふうに記載してございますけれども、既存の道路の取りつけがございまして、若干狭い記載もございまして、実質的に七メートルの道路を整備するものでございます。

広場につきましては、広場一号の名称で、約八百平米。

その他の公共空間としまして、歩道状空地、幅員四メートルでございます。

建築物等の制限。風俗営業の規制に係る規制をしてございます。例示をしますと、ダンスホール、特殊浴場等を制限するものでございます。

敷地面積の最低限度。敷地の統合を促進するために、五百平米という規定を設けてございます。

壁面の位置の制限。壁面線を超えて建築してはならないというものでございます。

色彩その他意匠上の制限。環境や地域の街並みと調和を図るというものでございます。

垣またはさくの構造の制限。良好な景観を創出するために、構造の制限を設けているものでございます。

ページをめくっていただきました。今申しました項目につきまして図面に表示しているものでございます。四ページが総括図、五ページが区域図、ここは地区の位置を示してございます。

続きまして、六ページ、地区施設でございます。三つの地区施設を示してございます。広場の一号、区画道路の一号、歩道状空地でございます。

七ページでございます。壁面の位置の制限。壁面の位置の制限を設けまして、広場、歩道状空地を将来的に担保するものでございます。

八ページ、都市計画案の理由書でございます。三河島駅前にふさわしい一体的な整備計画により、まちづくりの方向性を定めることが求められております。民有地でありながらも公共性の高いものとする必要があるということで、今回地区計画を定めるものでございます。

なお、今後、三河島駅前の北地区、この事業が進捗しました段階で地区計画の区域変更並びに名称変更

を行うものでございます。

次に、九ページ、高度利用地区の変更でございます。こちらにつきましては、容積率の緩和を行うものについて記載したものでございます。

まず、ページを少し飛びまして、十五ページをお開きください。十五ページ、区域の中に尾竹橋通りから三十メートルまで商業地域のところをaゾーン、それ以降の後背地をbゾーン、準工業地域になります。このようにaゾーン、bゾーンというふうに分けてございます。

十ページにお戻りください。

まず、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るということで、容積率につきまして、十分の八十、八〇パーセントということでございます。bゾーンにつきましては、十分の五十五、五五〇パーセント。

それから、建築物の建築面積の敷地に対する割合の最高限度、注三のところでございますけれども、周囲にオープンスペースを創出するために制限をするものでございまして、今回の場合には十分の六、bゾーンについても十分の六でございます。

壁面の位置の制限でございます。有効な空間を確保しまして、市街地の環境を向上させるといったものでございます。幅員につきましては四メートルでございます。

次に、十一ページですけれども、十一ページは、荒川区でこれまで定められました高度利用地区の一覧表を表示してございます。

十二ページ、こちらには、今回、三河島の駅前ということで新たに加える部分を記載したものでござい

ます。こちらにつきましても、図面が十三ページ以降でございます。

まず、十三ページが総括図、十四ページが区域図、十五ページが壁面の位置の制限、ちょうどハッチしてある部分、四メートルの幅員でございますけれども、この範囲には建物を建てることができない。ただし、落下防止のための庇ですとかアーケードなどについては可能となるものでございます。

次に、十六ページをおめぐりください。こちらには容積率の緩和の検討ということで、検討書が記載されてございます。

こちらの根拠となるものは、荒川区高度利用地区指定方針及び指定基準、こちらがございまして、それに基づいて算出したものでございます。空地及び住宅敷地に対する割合によって、緩和を受ける根拠を示してございます。ちょうど真ん中のあたり、A、Bと横に並んでそれぞれ容積の緩和が記載してございます。Aは空地による緩和ということで、a・bゾーンとも一五〇パーセント、Bは住宅の建設による緩和ということで、こちらもa・bゾーンとも一五〇パーセント、こういう規定がございまして。

しかし、さらにこれについて上限という値が定められておりました、そちらにつきましては、図の左下、容積率緩和の最高限度という欄がございまして。こちらはaゾーン、商業地域でございまして、最高限度は三五〇パーセント、それからbゾーン、準工業地域につきましては二五〇パーセント。先ほど求めました両ゾーンともおのの三〇〇ということでございますので、aゾーンにつきましては三〇〇、bゾーンにつきましては三〇〇から頭打ちがありました二五〇パーセントと、このような算出になってございます。

十七ページに都市計画案の理由書がございます。土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とするものでございます。

次に、十八ページ、第一種市街地再開発事業の決定でございます。

一枚おめくりいただいて十九ページ、再開発事業の内容を都市計画で定め、将来的に担保するというものでございます。

まず、公共施設の配置及び規模ということで、道路、これは地区計画で説明したとおりでございます。建物の整備ということで、建築面積約一千七百六十、延べ面積として約三万四千二百、許容法定面積でいいますと約二万五千二百八十ということになります。主要用途としましては、共同住宅、商業施設、業務施設、駐車場、公共自転車駐輪場となります。高さの限度は百二十メートル。

敷地の整備ということで、建築敷地面積は約三千八百十。周囲に四メートルの歩道状の空地を整備し、敷地内に約八百平米の広場を整備するというものでございます。

次に、住宅建設の目標でございます。戸数は約三百戸、面積は約二万七千平米というものでございます。二十ページ以降、図面が記載してございます。二十ページ、総括図、二十一ページ、施行区域図、二十二ページ、公共施設の配置及び街区の配置図ということで、道路整備の状況を示したものでございます。

次に、二十三ページ、建築物の高さの制限及び壁面の位置の制限ということで、図のほうには高さの制限ということで百二十メートルという記載がございます。

二十四ページ、都市計画案の理由書ということでございます。土地の合理的かつ健全な高度利用と都市

機能の更新を図ることを目的として、第一種市街地再開発事業を都市計画決定するというものでございます。

次に、二十五ページ、防火地域及び準防火地域の変更でございます。

一枚おめくりいただきました。二十六ページに図表が載っております。用途地域の現況によりまして、現在この地域は、商業地域が防火地域、準工業地域につきましては準防火地域になってございます。防火性の向上のために、全域を防火区域に改めるものでございます。したがいまして、図表の中には防火地域としてプラス〇・三ヘクタール、逆に準防火地域をマイナス〇・三ヘクタールということで、トータルが従前従後と合っております。

二十七ページ以降、図面が表示されております。総括図が二十七ページ、二十八ページには計画図。

二十九ページには都市計画案の理由書ということで、第一種市街地再開発事業の都市計画決定にあわせて、防火地域及び準防火地域の変更を都市計画決定するというものでございます。

次に、三十ページでございます。最後になりますけれども、高度地区の変更でございます。現在、準工業地域には第三種高度地区の規定がございますけれども、土地の高度利用を図るために、その指定を外すものでございます。

三十一ページの表の左側、第三種高度地区という欄がございます。こちらにつきましては、五百八十・五ヘクタール、括弧書きが従前でございますので、〇・三ヘクタールマイナスとなっているものでございます。

三十三ページ以降、図面が表示されてございます。三十三ページが総括図、三十四ページが計画図。

三十五ページに都市計画案の理由書でございます。土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度地区の変更を都市計画決定するというものでございます。

続きまして、これまでの都市計画の経緯について御説明させていただきます。

会長のほうからお話がありまして、前回の都市計画審議会、二十年二月二十六日に事前報告をしてございます。その日の夕刻、都市計画法十六条の二項に基づく地区計画原案の説明会を土地所有者を対象として開催したところでございます。

その後、都市計画原案の公告・縦覧ということで、公告を二十年の二月二十八日、縦覧を二月二十九日から三月十三日まで、意見書につきましては、三週間の日にちをとりまして、二十年三月二十一日まで受け付けたところでございますけれども、縦覧者ゼロ、意見書ゼロでございました。

次に、都市計画法十六条に基づく都市計画の原案説明会ということで、近隣説明会を開催してございます。一回目が三月十七日、こちらにつきましては百十一名の参加者、二回目が四月八日、参加者三十八名でございます。

その後、東京都知事の同意ということで、五月二日にいただいております。

最後に、十七条に基づきます公告・縦覧の前に、再度、都市計画案の説明会を近隣説明会として開催したところでございます。日時につきましては、五月九日、参加者は二十二名でございました。公告・縦覧は五月八日より五月二十一日まで、縦覧者は二名、意見書は一通でございました。

次に、意見書の要旨について御説明させていただきます。参考資料の二という図面もありますので、あわせて見ていただいで、説明させていただきます。

意見書の要旨。三河島駅前南地区第一種市街地再開発事業に係る都市計画の案を平成二十年五月八日から二週間の縦覧に供したところ、都市計画法第十七条第二項の規定により一通の意見書の提出があった。

その要旨は次のとおりである。

意見書の要旨。再開発事業には反対ではないが、長年運送業を営んでおり、道路環境整備に懸念があるので、検討してほしいということでございます。

順次、一から、要旨と荒川区の見解ということでお話しさせていただきます。

一、道路が屈曲することにより、大型車両の通行が困難になる。道路の線形を見直してほしい。これは図面でいいますAからBに至るまでの区間でございます。

荒川区の見解。大型車両でも通行可能な道路形状として計画されている。今後、関係機関と十分に協議して、歩行者や自転車利用者にとってもさらに安全性の高い道路整備とすることを施行者に対して指導していく。

二番目、尾竹橋通りと区道二九〇号線との交差部に信号機がないため、安全性や交通渋滞の問題が危惧される。これは参考図のAの部分でございます。

荒川区の見解。交通量の予測から、現計画では交通渋滞の発生はないと考えている。尾竹橋通りへの信号の設置については、地元の要望もあり、警視庁と協議することを施行者に対して指導していく。

三、違法駐輪や違法駐車があると、大型車両が屈曲部を通行できなくなる。これは図のAからBに至るまでの区間でございます。

荒川区の見解。今年度より三河島駅周辺を自転車放置禁止区域に指定しており、違法駐輪については、駐輪場の整備を進めるなど、今後の対策をさらに強化していく。また、違法駐車対策の強化については、道路の供用開始前に警察と協議することを施行者に対して指導していく。

四、工事中も営業に支障のないよう配慮してほしい。

荒川区の見解。工事中の車両通行については、今後の事業の進捗に伴い、近隣とも十分調整を行い、支障のない計画とすることを施行者に対して指導していく。

五、区道荒八三号線を全域相互通行としてほしい。これはBの部分からあやめ通りの間でございます。区道荒八三号線は生活道路であり、相互通行化による自動車動線の変化に伴う交通量の増加が懸念されるという意見もあり、今後、関係機関や地域住民の意向を聞きながら検討していく。

このようなことで、意見書の要旨と荒川区の見解をまとめましたのでございます。

以上で都市計画の説明と意見書の要旨の説明でございました。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、第一議案につきまして御審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

十七番委員 前日も事前のアナウンスということはあったんですけども、また私のほうから。

今回、都市計画決定までこぎつけたことにつきまして、本当に関係者各位の努力に敬意を表したいと思います。

います。

前回私のほうからお話しした内容をまた再度お話ししますと、前回話したとおり、防災上の充実ということで私のほうから申し上げましたが、本資料の十九ページに再開発の概要ということで、おおむねの施設の内容がわかっておりますので、こちらの概要のほうからの概算をしますと、荒川区の集合住宅の建築及び管理に関する条例というのが定まっておりますして、建物自体の設ける防火水槽の容量については、この建物だけで附置義務が大体百立方生じてくると計算されます。また、消防法の施行令の二十七条から消防水利、またこの開発に必要なってくる消防水利の計算が別途、こちらのほうが、この概要から計算しますと大体七十二立方ぐらい必要になると。

そういうことですので、規定以上のもの、当然、建築物につける百立方と、それからまた、消防法施行令でいきます七十二立方、これは建物とは別に公共空地のほう、別々にぜひ整備をしていただきたい。それ以上のものを整備していただきたいという要望が私のほうの意見です。

前回もお話ししたとおり、周辺の木造密集市街地というのがまだまだあります。そういう面で、それらの水利を含めて、安全面で今回の再開発が寄与するように、それとまた、三河島地区の北地区というのもこの後控えているという話ですので、その開発につきましても、防災面での先鞭役を果たせるような再開発となるよう期待しておりますので、再度私のほうから意見を求めさせていただきました。

以上です。

再開発課長 今お話がありました消防水利でございますけれども、やはりこの地域の防災性を考えます

と、規模の大きな消防水利は火災に対して非常に有効だというふうに考えてございます。今後、設置につきまして、大きさを含めまして関係部署とも十分協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

十七番委員　どうもありがとうございます。そういうことで、消防署の寄りつき、じゃあ、その水利にどう寄りつくかというのはまた打ち合わせをその段階でよろしくお願ひしたいと思います。

これはソフト面の話なんですけれども、また三百戸以上の住宅ができるということですので、ぜひ、荒川区さんのほうも力を入れていると思うんですが、コミュニティの形成につきましても、また再開発組合のほうに申し入れのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

会長　どうもありがとうございます。対象の建物だけじゃなくて、周辺のことを考えて、水利をきちっとできるだけ大きいものでつくっていただきたいと、私も全く同じ個人的な意見としてございますので、よろしくお願ひします。

そのほかいかがでしょうか。

会長職務代理　今回の都市計画決定の目的はやはり防災性の向上だということでございます、間違いなく防災性が向上するだろうとは思いますが、中国・四川省では、おから工事ですか、手抜き工事という形で、小学校がたくさん倒壊をしたと、こういうことがあって、我が国にはそういうことはないだろうとは思いますが、まだ私どもの記憶に新しいのは耐震偽装の問題でございます、国家資格

を持つ一級建築士が偽装の申請を出したということでございまして、残念ながら、建築確認申請の段階でそれを見逃してしまったということがあったわけでございます。

その後、その反省を踏まえて、建築審査における厳正な審査というのが行われているというふうに承知をしておりますけれども、それがどういうふうに変ったのか、もう見逃すことはまずないんだということをやはり事務局のほうから御説明いただければありがたいと思えますけれども。

建築課長 耐震偽装の件ですけども、ある一定規模以上の建物、鉄骨造でいえば四階建てですとか、木造でいえば高さが、軒高が九メートル以上のものですとか、そういったある一定規模以上のもの、これについては、確認を審査する行政省、民間確認機関でもチェックいたしますし、それとは別に第三者機関といまして、構造計算適合性判定機関というのがございます。そこでもチェックを行う。だから、二重のチェックを行うということになってございます。確認までに時間はちよつとかかりますけども、そういったところで、今までとはちよつと違う。それに対して、国のほうでも国の認定したプログラムというのを、今、一件しかないんですけども、どんどんつくるようにしています。そういったことで、期間のほうも多少は短縮するように努めましょう、値段のほうも高くなりますけども、それも多少低くするように努めましょうということをやっております。

会長職務代理 ありがとうございます。基本的には原案に賛成する立場でございます。

会長 そのほかいかがでしょうか。

十五番委員 当地区で待望の再開発ということで、長い間の希望がかなうということで、大変結構なこ

とかなと思っておりますし、この地区の西側、南側は極めてまた密集地区でもございますので、効果的かなということでございます。それと、三河島駅前ということで、駅が百年たちまして、若干停滞ぎみなところのまちづくりの中で、これも結構かなということでございます。

何でか、この関連でございますけども、例えばイメージ図の資料をいただきますと、三河島駅の関連とか、例えばこれから行われます三河島北地区との関連性で、どういう導入をつなぐのかなと思ったり、また駅とはどういう整合性があるのかなというちょっと疑問もあります。

それと、この意見書の五番もそうでございますけども、八三号線のところに関してもそうですし、尾竹橋通りみたいなところは信号機の問題、交差点ですね。意見書の二番、それから五番ですね。これも若干ちょっと問題あるかなという気がします。

それで、一つは、二九〇号線、それから二九三号ということで、本当にこれは相当苦労してつくったかなと思っております。非常に、このアイデアというのは賛否両論あるんでしょうけども、すごい決断をしたかなと思っております。二九〇号は七メートル、二九三号が五百十ですから五・一メートルあるんですが、荒八三号から西側に向かいますと、私のところ、荒川でも有数の十メートルのあやめ通りというのがありまして、ものすごくいい通りで、整備されている通りでございますけど、これはどこも分断されていて、つながりがない通りなんですな。

だから、せっかくの機会だからこれを、先般も申し上げましたけど、何とか、例えばこの二九三号からあやめ通りまでの区間が、先ほど伺いましたら約二百七十五メートルなんですな。ほんのわずかで、この

通りの北側というか、今、公園、また運動場になっておりますけども、これは少なくとも再開発用地で荒川区が購入した土地ですから、こういうときにぜひ使ってほしいなと、使ったらどうかという気がします。それがちよつと考えられないかなと思っております。

そんな疑問がございまして、なぜ申し上げるかといいますと、今、日暮里駅が三本目が立ち上がって、北地区が行われておりますけども、結局、再開発の周辺では道路が拡幅されて、再開発の部分だけは終了しますけど、その先がみんなボトルネックになってしまつて、再開発をされない方々が目立つというか、ボトルネック性が非常に、何とかならないかなという、本当に区民の切ない思いがあるんですけども、この八三号についても相当そういうところがちよつと見えていまして、こういう機会じゃないとなかなかできないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでございましょうか。

再開発課長 今、御質問がありました八三号の、今回の図面でいいますと特別区道二九三から八三号に入るところ、そこから、委員のお話ですと二百七十五メートルぐらいの区間があるということでございます。

意見書の要旨で荒川区の見解を記載してございますとおり、相互通行にしますと、交通の流れというのが現在と変わってまいります。それによりまして交通量が多くなるという懸念が、逆に私ども、この間、事業の進捗に伴いました、地域の方々もいろいろお話を聞いているところでございますけれども、二九〇号線あるいは二九三号線の沿線の方は大変、こちらのほうが、あやめ通りに至るまでが相互通行になると、逆に交通量が増えて困るといってお話も聞いてございます。また一方で、住民説明会の中では、あやめ通り

までの間を相互通行にしてほしいという、そういう声もございます。

したがって、現在は、区域外でもありますから、この問題をこの時期に解決することはできません。しかし、今後とも、地元の意見ですとか関係機関の意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

交通担当課長 JRの駅との関係でございますが、本件の南地区の事業に伴いまして、JRの改札等の変更は予定されてはございません。ただし、北地区の事業の予定区域に駅の施設の一部がかかっているということでございますので、北地区の事業の計画の段階では、何らかの検討はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

再開発課長 私ども直接JRさんと、区域に入っていないので、再開発事業の中では権利者ではありませんけれども、事業そのものではいろいろお話しする機会があるということ、この問題、これまで何度かお話しさせてもらいました。その中で、駅舎の改造につきましては、交通バリアフリー法というものがございます。これによりまして、最低でもエレベーターの設置ということが義務づけられておりまして、これにつきましては、平成二十二年までに改修するということになってございます。そのときにどうするかといいますと、やはり現在の駅舎のレイアウト含めて変えないと、エレベーターがホーム階まで行かないということがございます。したがって、その段階で、エスカレーター的位置及びエレベーター位置の検討、あるいはこちらから要望しております、北地区の再開発と南地区の再開発ができた場合に、その連続性ということでの改札口の後退、要するにうち外を広くとってほしいという要望を出してござい

まして、こちらについても今後粘り強く交渉していきたいというふうに考えてございます。

十五番委員 最初の二九三号から荒八三号のボトルネック、それを広げてほしいということでございますので、確かに再開発課長のおっしゃる話も理解できるわけでございますけれども、つくるたびにボトルネックで、そこでまたストップしたり、それからもう一つは、通行量が多くなるとか、そういうことじゃなくて、まず広げるということが一つの段階で、交通に関しては、相互にするか一方通行にするかはまたいろんな協議の話だと思っわけでございます。ぜひこういう問題、またこれからも北地区に出てくるわけですから、どうぞよく聞いておいていただきたいなと思います。

それから、いつも思うんですけど、確かに三河島駅のイメージをすごく再開発によって変えるわけですけども、駅の連絡通路というんですか、そこら辺も、どうなんですかね。駅前全部、広場でつながっているわけですから、今ありますよね、地下で通すとか、ペデで通すとか、いろんな方法があるんでしょうけども、今のままでいけば下から行けるわけですけども、雨に濡れないで行けるとか、再開発ビルに入れるとか、そういう何か利便というか、もうちょっと、今の時点じゃ難しいのかもわからないけども、考えたような、こういう案もあるようなこともちょっと望ましいかなと思うので、再度お願いします。

再開発課長 駅からの連絡ということで今お話がございました。

まず、再開発事業と駅の関係ですけど、今回は再開発の区域、都市計画案のほうで御説明したとおり、駅舎のほうは区域に入ってございません。ですので、先ほど御説明したとおり、いろいろな形でJRに対して要望活動をしていくということで、区のほうの願いあるいは住民の願いというものを実現するような

方向で頑張っていきたいというふうに考えてございます。

駅の連絡性ということでございますけれども、南地区の場合には、従前、手前に八三号線の道路があった分断されていたということで、今回は道路を廃止することによって駅前の広場を創出すると。ただ、こちらは緑豊かな広場ということをイメージしてございまして、そこにやはり上屋をつけて設置するのはいかがなものかということもございます。いずれにしましても、今後北地区の計画もございまして、駅からの連絡については、今後とも検討していききたいというふうに考えてございます。

十三番委員 今日一応決定するということ、ちょっと基本的なことも幾つか聞いておきたいんですが、地権者の方、十二名ですね。賛同状況といえますか、動向もお知らせいただきたいと思えます。

それと、事業の、なかなか今、採算性といえますか、経済動向からすると大変な部分もあるのかなという気もするんですが、その辺どんなふうに、区ではお答えづらい面もあるかもしれませんが、率直なところを聞かせていただければと思えます。

あわせて、関連するんですが、住宅の動き、それから、商業床も大体どんなふうに見通しが立つのか、危惧もされますので、ちょっとその辺もお伺いをできればと思えます。

それと、駅広なんですけども、これは駅広なんでしょうね、住宅の公開空地ということではないのかなと思いますので。駅広の機能としては緑というようなことでコンセプトを言われているんですが、通常、駅広といえますと、何となく車の寄りつきですとか、いろんなことを想像しちゃうんですが、その辺はどういうコンセプトなのか。今さら言って申しわけないんですが、ちょっとその辺も聞かせておいてい

ただきたいと。

駅広と道路と地下駐輪場ですか、これが区の公共施設になるのかと思いますが、その辺のお金、組合のほうにお願いをしてつくっていたかどうか部分もあると思うんですが、その辺の案分についてもちょっと教えていただければと思います。

再開発課長 まず一点目、同意のお話がありました。権利者十二名ということで、荒川区、JR含めて十二名でございます。全員が同意しているという状況でございます。

次に、事業採算性というお話もございましたけれども、再開発事業の場合には、新たに権利者の方が資金を出してビルをするというものではございません。従前・従後の権利を新しいビル下に置きかえてビルを建てる。では、そのビルはなぜ建つのか、どこから資金が来るかというお話ですけれども、これは一定のポリシーームをつくりまして、荒川区の場合には住宅系のプロジェクトが多いわけですけれども、上を参加組合というデイベロッパーのほうに買い取っていただきまして、その資金と荒川区、それから国・都の補助金、これらが収入となって全体が賄えるということでございます。住宅のほうは、これまで再開発事業の中で荒川区はたくさんやってございますけれども、非常に好調な売れ行きを示してございますので、三河島についてもまず問題ないだろうというふうに考えてございます。

それから、広場でございますけれども、こちらにつきましては、今まで道路があったところを一部廃止して、駅前にふさわしいオープンスペースとしたということで、委員のほうから駅広ではないかというお話がございましたけれども、駅広とはまた、言葉の問題ですけれども、ちょっとニュアンスが違うのかな

ということでございます。再開発によって生み出されたオープンスペースというふうに理解していただきたいというふうに思います。

こちらにつきましては、既存の西日暮里一丁目広場との連続性を確保して、緑豊かなオープンスペースを図るということございまして、用途としましては、イベント広場ですとか、あるいは、災害時に避難するときに一時集合場所というのがございます。ちょうど三河島の南を起点としまして、谷中のほうに、上野の山のほうに逃げていくということになるわけでございます。その場合に、一時集合場所が幾つかございますけれども、それに準じた機能ということで、ここに一時集合していただいて、安全に避難地に誘導するということも想定してございます。

また、災害時にはトイレが問題になります。町屋の南地区でも実現しましたけれども、マンホールトイレの設置ですとか防災機器具、こちらについても今後関係機関といういろいろ協議しながら、そういうものができるようなことについては今後協議していきたいというふうに考えてございます。

それから、商業床のほうのお話もございました。商業につきましては、一階と、それから二階全部ということになります。延べで三千六百から八百ぐらいだと思えますけれども、そのぐらいの商業床が生み出されるわけでございます。従前の権利者としてしましては、あの地区にそれほど商店が張りついていないわけでございます。ですから、大半の部分が保留床として新たな購入者を探していくという形になると思えます。今までの再開発でいろいろ商業のあり方については議論がされているわけでございますけれども、このビルにつきましては、なるべく雑居ビル化しないで、一体性を持った商業活動ができる、そういうよう

なコンセプトを持ってやれるように、これから準備していきたいというふうに考えてございます。

それから、駐輪場でございますけれども、駐輪場につきましては、先ほど説明したとおり、現在二百五十台の平置きになっておるものを機械式のもので設置すると。金額につきましては、各メーカーによって若干値段が違います。そういうことで、ちよつと概算額を申し上げられませんが、ただ、一定の部分は補助対象事業ということで、今後事業を行うとすれば、荒川区の今まで持っていた土地との権利変換、さらに、支出すべき金額があれば、それについては補助対象としていく、このようなことで考えてございます。

十三番委員　そうしますと、この駅前広場というのは、駅前広場となっているけれども、再開発のいわば公開空地的なことだということなんです。区の公共施設としては、じゃあ、道路の整備と地下駐輪場ということになるんでしょうかね。住宅や商業施設の動向というのは、スムーズにいけばいいんですけども、なかなか活性化という点でもちよつと心配をするという面もあるんですが。

ちよつと具体的なことであと一つ二つ、すみませんが聞きますが、地下駐輪場、今あまり、どんなメーカーでどれぐらいというのがよくわからなかったんですが、地上から自転車を自力で持っておりるんじゃないかと、機械式に入れるようなお話を聞いているわけですけども、大体どんなもので幾らぐらいかかるというのは煮詰まらないものなんでしょうか、ちよつと教えていただければ。

あと、道路なんです、いいか悪いか、私はちよつと土地勘がいまいらないのであれなんです、縦覧に対する意見書では、大型車両を通れるようにしてほしいというふうになっていて、区のほうは通れるよ

ということに回答されているんですが、五・一メートルですとか、Aの出口のところも五メートル台というようなこともあるわけですけども、なかなかどうなのかなと。地元の皆さんからしてどっちが求められているのか、ちよつとその辺ももう一度聞かせておいていただければと思いますが。

再開発課長　まず、駐輪場の形式でございますけれども、これまでの駐輪場は、お客様が長いスロープをおりて地下まで運んでいただいて、ラックのほうにおさめるといふ形でございます。これまでこういう形で整備したわけでございますけれども、一部お客様の中には、やはり便利なものが欲しいということもございます。昨今、幾つかのメーカーが機械式ということで駐輪場のほうの整備をしている実例がございます。今回も想定いたしましたのは、二百台の規模のものを三基地下に埋設するという形で計画しているものでございます。地上部にはゲートがございます、そこにカードを入れますと、一部ドアが開きまして、そこに自転車の頭の部分を突っ込みますと、自然に自転車が引き込まれると。あとはそのまま地下のほうに自然におりていくと。逆に、今度はお客様が乗られるときでございますけれども、同じようにカードを差し込んでいただきますと、下のほうから上がってきて自転車があらわれてくると。そこで自転車を引き出せばすぐ乗れるというような方式のものでございます。

金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、メーカーによって差がございますので、現段階ではちよつと申し上げることができないということで御了承願いたいと思います。

それから、道路の線形ということで御指摘がございました。こちら七メートルの道路ということで整備してございまして、尾竹橋通りのほうから緊急車両、はしご車ですね。こちらが入ってきてても大丈夫な軌

跡、車の跡を十分検証しまして、この形状にしたものでございます。参考図の一にもございますとおり、裏面の整備概要図、西日暮里一丁目広場のほうはかなり一部分道路の幅員が大きくなってございます。これはやはり大型車両等の通行を考えて、線形を緩やかにして、事業区域内に道路を食い込ませているというような考え方でございまして、このような形で、緊急車両等も十分安全に通行できるということで計画されたものでございます。

十三番委員 最後にしますけど、地下駐輪場ですけど、額はわからないということなので、重ねて聞くのも悪いんですけど、単純に、例えば日暮里駅前の再開発をやりましたけど、人間が持っていく方式のものになっていくわけですが、それと比べると費用というのは高いものなんですか、安いものなんですか。大幅に違うのかぐらい、ちょっと教えていただければと思います。

再開発課長 今までの方式よりは若干高くなるという予想ですけれども、そのかわり利便性は飛躍的に向上するというふうに考えてございます。

会長 よろしゅうございますか。

いかがでしょうか。

十番委員 斉藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それぞれの案については賛成でございます。それを先に申し上げさせていただけますが、議論はこれとは別かもしれませんが、関連がございますので、お伺いだけさせていただきますかと思っておりますが、補助金がおおよそ三十二億円、このうち荒川区の持ち出し分というのがどのぐらいになるのかということが一つ。

それから、この再開発の地区内で荒川区も地権者でございまして、荒川区の持ち分というのは具体的にどこをどのような形になるのか。それが、今お話が幾つかございましたような駐輪場の部分になるのか、それとも、それでは足りないの、別に荒川区が、先ほど再開発課長が何となくお話をされたような、耳に入ってきたんですが、お金をプラスで出していかなきゃいけないようになっていくのか、そのあたりはいかがですか。

再開発課長 二点御質問がありました。一つは補助金のほうですけれども、三十二億のうち半分を区が支出するというものでございます。それと、区の所有する土地が現在平置きになっております区営の駐輪場施設がございます。こちらにつきまして権利変換ということで、新しくこの土地を評価しまして、それで、あわせまして全体の工事の中で駐輪場を整備するわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、区の土地はそれほど大きくございませんので、新たに設置する駐輪場、規模も二百五十台から六百台ということになります。持ち出しがあるわけでございますけれども、そのような形で整備するものでございませぬ。

十番委員 今、お答えになれるかどうかわかりませんが、持ち出し分というのはどの程度を想定されておられますか。今のお示しをいただいている案とは直接は関係ないことは承知しておりますけれども、また別のところの議論になるかとは思いますが、もし教えていただければならぬ。ここでなくても結構です。

再開発課長 あらあらですけれども、一億五千万ぐらいの新たな支出が伴うものというふうに考えてござ

います。

十番委員 最後になりますが、それ以外で、荒川区がどこかにこの再開発にかかわってお金を出さなければならぬという可能性のあるところはあるのか、あるとしたらどういうところか。

再開発課長 今回、先ほども申し上げましたように、補助金の関係で、半分については区の支出がございました。それと、駐輪場の整備ということで支出もある程度あるということでございますけれども、そのほかにつきましては、全体の事業の中で吸収するものと考えてございまして、そのほかにも区の負担するものもございます。

十番委員 管理等の後年度の負担ということも含めてなんですが、というのは、駅前広場ではないわけですが、この広場等の例えば緑地等に関しての管理を区がやっていかなければならないのか、そういうところはいかがですか。

再開発課長 管理上の問題で出てきますのは、一つは区営駐輪場の管理の問題、それと、道路を整備しますから、道路の管理というものが出てきますけれども、そのほかに出てきますのは、広場でございますけれども、広場は事業の中でつくる広場ということで、管理は再開発組合を継承する管理組合、こちらのほうが管理するというふうな現段階では考えているところでございます。

十番委員 ありがとうございます。

会長 そのほかいかがでしょうか。

十八番委員 中村と申します。

先ほどの駐輪場の件なんですけども、ちょっとイメージがよくわからないんですが、いわゆる回転式の駐車場みたいな、それが三つという、こういうイメージでよろしいんですか。

再開発課長 自転車の長さがございますけれども、それを半径としたプラスチックぐらいの大きい円筒、筒ですね。それが地下に埋設されるというイメージでございまして、その上にゲートというものがございまして、そこに先ほど言いましたようにカードを差し込むと、入り口が開くと。自転車の頭を突っ込むと、そこから引つ張り込みまして、その下に下がって行って、要するに傘、パラソルのような感じで、それが何重にも重なっているというようなイメージで自転車を収納するという形状でございまして。

十八番委員 何となく、いわゆる観覧車みたいな形かね。

それから、その入り口が三つですよね、三基。朝、例えば通勤・通学者が多くて、いわゆる混雑があるときに、今、手で、ベルトコンベヤーでおりていく。それはある意味じゃ流れ作業的な部分がありますから、あれなんですけども、そういった場合に、実際、他区でそういった新しい形態の駐輪場を使っているところがあるんだらうなとは思いますが、その辺の混乱というのはないのかということについて。

再開発課長 駐輪場の管理上の問題で御質問がございました。カードを入れまして自転車がおさまるまで十秒から二十秒ぐらいということ、大変速うございます。したがって、個数も三基ということ、分散しておりますので、渋滞というものは無いというふうなことで考えてございます。

十八番委員 もう一点、この公共駐輪場の出入り口までのアクセスなんですけども、これは広場も通れで行けるわけですか。

再開発課長 委員のおっしゃるとおりで、この広場につきましては、八三号線まで歩行者及び自転車通行者については、従前のとおり通れるということでございます。したがって、駐輪場のゲートのほうまでは、自転車に乗る、あるいは押していくという形で、ここまで持ってきて収納するというものがございます。

十八番委員 最後にいたしますけども、今日は都市計画案のあれですから、こういったことを議論するのはちょっと違うのかなと、再開発組合ができてからなのかなと思いますけども、商業施設ですね、空間のにぎわいということ。実際、日暮里がああいう形でできて、商業施設がどうだったのかなというちょっと部分があるんですね。今後、南千住が駅前で西口が再開発されて。ある意味じゃこの再開発の一つの成功するかしないかのキーポイントにもなるのかなと思うんですけど、その辺は区としては何かお考えがありますでしょうか。

再開発課長 商業部分のにぎわいということで御質問がございました。これまで再開発ビル、いろいろ荒川区のほうでもかかわってきたわけでございますけれども、一定のにぎわいというものは創出してきているというふうに考えてございます。今回につきましては、全体の商業床の権利者が占める割合は非常に小さいというふうに考えてございまして、多くのものを保留床として新たな購入者を募るといった形になります。そこで、これまでの再開発の中で雑居ビル化しているんじゃないかという御指摘もいろいろあったわけでございますけれども、このビルではそういうところに少し力を入れまして、全体でモール化できるようなことはできないのかと。例えばワンフロアの中で全体で一つのコンセプトを持って、各商業店舗が

商業展開をするというふうなことをちよつと考えてございまして、そういう方向で今後組合のほうを指導していきたいというふうに考えてございます。

会長職務代理 先ほど区の持ち出しが補助金の三十二億円の二分の一、それと、あと、駐輪場整備で若干の持ち出しがあつて一億五千万と、こういうお話をお伺いしましたけども、この支出額に対して財源が見込まれるんでしょうか、その辺を少し教えていただきたいです。都市計画法なり都区財調の需要額に算入されるのかどうなのか、その辺を教えていただきたい。

再開発課長 補助金の支出、あるいは新たな駐輪場に伴う支出で、財源の裏打ちについての御質問でございました。まず、補助金のほうでございますけども、こちらにつきましては、財政調整交付金のほうで対応できると。今までもそのようなようになってございます。また、駐輪場のほうにつきましては、国交省の所管しますまちづくり交付金、こちらのほうで大部分を補てんできるというふうに考えてございます。

会長職務代理 わかりました。

五番委員 私は、こうしてこういう会に参画させていただくことができましたのは、障害者団体を代表してということだと思えますので、今までの先生方の御質問とは大分かけ離れた、お願いのようなものになるかと思えますが。

今現在、南地区のほうの建設が始まりましたけれども、北地区が始まるまでの間、旧真土小学校を障害者団体が作業とか、また学童保育とか、会の拠点とかに利用させていただいておりますが、まだまだ北地区が始まるまでの間、三、四年はその旧真土小学校を今現在のまま利用させていただけるということ、

北地区が始まるときにはどこかに全部移転しなければならぬわけなんですけれども、障害者福祉課のほうで全面的に今、一生懸命取り組んでいただいていますので、移転先に困るということはございませんが、果たしてそこに子供たちが、全部、障害を持った子供とか、大人ですと全盲、視力障害の団体も作業として利用しておりますので、この方たちが、代替にしていたところ果たして一〇〇パーセント喜んで行けるところかどうかわかりませんが、その問題は別といたしまして、まだ三、四年、旧真土小学校を利用させていただいている間に、南地区の建設が始まったときに、障害を持った子供たちがいるんな方面から真土に通っておりますので、工事の子供の、私たちは通所と言っていきますけれども、作業所ですの、通所にかかわる工事の事故に遭わないようなことを十分に考えてほしいと思います。そして、もちろんガードマンとか、そういう方も大勢いらつしやると思いますが、その方たちにも、障害を持った人たちが通所する通路ということの一応御指導をしていただきたいということ。

それから、一番皆さんが心配しているのは、日暮里駅から亀戸行きのバスの路線、それから、浅草から梅田に行っている路線を利用している人たちも、この作業所に通っている人たちだけではなく、かなり大勢の人がこれを利用してあります。その心配というのは、路線の心配と、本数が少なくなるんじゃないかなという心配もしておりますので、そういうふうな説明も早い時分に区報なり新聞広告なり回覧板なりで、皆さんが早くに安心のできるような説明をしていただきたいということ。

障害を持った子供たちというのは非常にデリケートなものですので、今、先日、二十四日の土曜日雨の中を私たちの障害を持った子供たちは清掃活動を一生懸命やっております。やるといのは、雨が降

ろうが風が吹こうがやるものと思って一生懸命やっているわけなんですけれども、こういう活動もできなくなるということの説明とか、三、四年間、そこを通所するのにも何も心配ないんだよということをお子供が理解できるように、早いうちから説明ができるようにしていただきたいと思えますので、作業所が四カ所、それから学童保育が一つと、会の活動の拠点が一つあります。そういうところの施設長を集めて、施設長から作業所の子供たちに説明のできるような、施設長に説明をする会なども持っていたいただきたいなと、そんなふうに思います。

そして、三、四年という歳月は、健常の人にとっては、お勤めの帰りにちよつと赤ちようちに寄り、ゴルフをするなり何なり、楽しいことがありながらの三、四年間と、この子供たちは自分の家から作業所に行って、一日を働いて過ごして家に帰る、伝書バトのようにこの路線しかありませんので、彼らの心配しながら、不安を抱きながらの三、四年というものは非常に長いと思えますので、一日も早く彼らの心配が何とか安心のできるものになるような御説明をしていただきたいと、そのように思います。

今までの皆さんの建築に関する問題とか、お金に関する問題とか、そういう今日はお話のほうが一番なことだったとは思いますが、私がここにいる意味は、今まで私が申し上げたことが私の役目のように思えますので、よろしくお願いいたします。

再開課長 委員の子供達に対する熱い思い、しっかり受けとめていきたいというふうに考えてございます。工事中の安全、具体的に申せば、やはり必要な警備員の配置を行うことだというふうに考えてございます。また、バスの本数の減るかというような御心配もございましたけども、この再開に伴っ

てバス便の変更というものはまず考えられないというふうに考えてございます。いずれにしましても、施設長さんからしっかりと周知してほしいという最後のお言葉がございましたので、今後とも事業の進捗、並びに工事に入りましたら工事に伴います諸問題につきまして、必ずこういう形で周知していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

五番委員 ありがとうございます。

一番委員 ちよつと教えていただきたいんですが、ちよつと聞いた話では、ビルの建て方いかんによっては、ビル風が大分緩和されるというようなお話を聞きましたので、その辺はお考えになっているのでしょうか、ちよつと教えていただければと思います。

再開発課長 ビル風についてのお話がございました。今回も都市計画案の決定を目指しているわけでございますけれども、その段階でビルのシルエットというものを想定してございます。したがいまして、コンピュータのシミュレーション上でビルを描きます。それと、周辺の建物も現況を把握しまして、それとします。そういうことで、コンピュータシミュレーション上での風洞実験に似たような形ですけれども、それをやって、現在の風の状況をまずつかみます。そして、再開発に伴って新しいビルができ、それに伴って風がどういふふうに変化するか、これについてもコンピュータ上で計算してございます。それによりまして、若干強くなる部分がございますけれども、全体としては非常に安定しているような風の状況でございます。今後再開発が進みますと、具体的に風洞実験というものも予定しております、そこでは具体的なビルの模型、周辺の模型に合わせまして、煙のようなものを流して、実際に風がどう動くのかと

いうことをつかみまして、建物の形状を含めまして、その段階でまた検討を加えるべきところは検討を加えていくというものでございます。

会長 非常に熱心な御審議をいただきましたまして、今まで伺っていて、おおむね何か肯定的な御意見だといふふうに思いますけども、何か特に御発言がなければ、よろしゅうございますか。

「はい」と呼ぶ者あり

会長 それでは、了承ということでお願いして大丈夫でしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

会長 ありがとうございます。

それでは、了承ということで、答申文につきましては、私、会長に一任ということでお願いをしたいと思っております。

次に、この都市計画の案に関して、今後の予定について事務局より御説明をお願いしたいと思います。

都市計画課長 それでは、本議題にかかわります都市計画上の今後の手続につきまして御説明をさせていただきます。

諮問いたしました都市計画の案につきまして、了承する旨の答申をいただき、ありがとうございます。

今後の手続につきましては、六月上旬に都市計画決定告示を行う予定でございます。

以上が今後の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、会議次第第四、その他に進みたいと思っております。

次回の開催予定について事務局より説明をお願いしたいと思います。

都市計画課長 それでは、次回の開催予定でございますが、次回の審議会は七月上旬ごろを予定しておりますが、詳しい日程が決まり次第御連絡したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、そのほか何かございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

会長 なければ、本日の審議会はこれもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございます。
いたしました。

午後四時五十七分閉会